

別表十二(一)

20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度  
 法人名  
 ( ) 円

別表十二(一) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定法人の名称等	1	(第 号該当法人)	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首海外投資等 損失準備金の金額	16	円	
本店又は主たる事務所の所在地	2			当期 繰 越 額	5年経過後5年間均等 益金算入額 (29の計)		17
資源開発投資法人等の認定	3	昭平第 . . 号			同上以外の場合による 益金算入額 (30の計)		18
特定株式等の認定	4	昭平第 . . 号		計 (17)+(18)			19
特定法人株式等の保有割合の計算	期末現在の旧特定投資 法人等の発行済株式又は 出資の総数又は総額	5		の 計 算	当期積立額のうち損金算入額 (9)-(15)		20
	期末に有する旧特定投資法人等 の株式又は出資の数又は金額	6			期末海外投資等 損失準備金の金額 (16)-(19)+(20)		21
	共同して投資する内国法人等が 有する旧特定海外事業法人等の 株式又は出資の数又は金額 保有割合 $\frac{(6)+(7)}{(5)}$ (小数点以下3位未満切捨て)	8					22
当期積立額	9			貸借 対照表 の金額 との差 額の明 細	貸借対照表に計上されている 海外投資等損失準備金		22
積立 限度額 の計算	当期において取得した特定株式 等の取得年月日	10	平 . .		差引 (2)-(21)	23	
	(10)の特定株式等のうち期末に有 するものの取得価額	11			当期 分	貸借対照表の取崩不足額 (19)-((9)-(22)-前期の(22))	24
	同上の $\frac{30 \text{又は} 90}{100}$ 相当額	12			当期に生じた差額の合計額 (15)+(24)		25
	取得年度に特定株式等の帳簿 価額を減額した金額	13				前 期 分 以 前	前期末における差額 (前期の(23))
	積立限度額 (12) - (13)	14			積立限度超過額 (9) - (14)		

益金算入額の計算

積立事業年度	当初の積立額のうち 損金算入額	期首現在の 準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額 (28)-(29)-(30)
			5年経過後5年間均等 益金算入による場合 $(27) \times \frac{1}{60}$	(29)以外の場合	
	27	28	29	30	31
積立事業年度終了の日の翌 日から五年を経過したもの	. .				
積立事業年度終了の日の翌 日から五年を経過しないもの	. .				
当期分					
計					

P32参照

○ 別表十二（一）「20」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
海外投資等損失準備金（資源開発事業法人（第1号該当法人で第3号該当法人を除く。））	「第55条第1項第1号」又は「同第9項」	00188	「20」の欄の金額
海外投資等損失準備金（資源開発投資法人（第2号該当法人で第4号該当法人を除く。））	「第55条第1項第2号」又は「同第9項」	00189	
海外投資等損失準備金（資源探鉱事業法人（第3号該当法人））	「第55条第1項第3号」又は「同第9項」	00190	
海外投資等損失準備金（資源探鉱投資法人（第4号該当法人））	「第55条第1項第4号」又は「同第9項」	00191	

※「第55条第9項」は企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。